

今回ご紹介する内容は神風特攻隊とおなじみの李おばあさんの話が出ます。

金柄憲所長の解説をお聞きください。

李容洙ファクトチェック：14歳の時、神風部隊に連れていかれたんだって？！

2021年1月12日 金柄憲 慰安婦法廃止国民行動 代表

<https://www.youtube.com/watch?v=gLqb6FLBbUk>

皆さんこんにちは。国史テレビの金柄憲です。

先日1月8日のことです。慰安婦だと言った故ペチュニ氏を始めとする慰安婦12人が、日本政府を相手に訴訟を提起した慰安婦被害者損害賠償請求訴訟で、法廷は原告の勝訴と言う判決を下しましたね。

「12名に一人当たり1億ウォンを支給するように」これが原告の宣告の内容ですが、結局日本政府は慰安婦たちに一人当たり一億ウォンずつ支給しなければならないのです。そして明日13日ですが、故郭イエナム氏を始めとした20名の原告が提起した裁判で一審宣告が予定されていたのですが、これが3月24日に延期されました。

1月8日にあった裁判で原告側主張した内容、3月24日の裁判で弁護士たちが提出した証言資料を見ると、歴史的事実と全く合っていない、果たして朝鮮の女性たちが体験したことだろうか？または証拠だと言えるのだろうか？このようにいろいろな問題点があります。

よってこのような部分を綿密に突き止めていこうと、事実関係を客観的に突き詰めるためにこの動画を作成することにしました。

これからこの動画はたくさんの量を制作していく予定です。

日本軍慰安婦問題は基本的に「**慰安婦被害法**」を根拠にしています。

慰安婦被害法2条1項では日本軍慰安婦被害者がどのどういうものであるかを定義しました。読んでみます。

「**日本軍慰安婦被害者とは日本帝国によって強制動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害者のことを言う。**」

ここで、日帝と言うのは日本軍のことです。日本軍によって強制的に動員され、性的虐待を受け慰安婦として日本日本軍によって強制的に慰安婦としての生活を強要されたというのがすなわち日本軍慰安婦被害者だと言うのです。

ところで慰安婦たちの証言とかいろいろな資料を検討してみますと、これに該当する朝鮮人の女性は日本軍慰安婦被害者と言えるただの1人もいません！！

このようにいえます。

この写真は2019年11月13日のものですが李容洙氏ですね、真ん中に座っている方。

今から李容洙氏の話をしてますが、この慰安婦お婆さんが法廷で跪いて訴えたんです。

この李容洙氏はいろいろな論難が多いんですね！

話をする場所によって、時期によって、証言が違い、発言が違います。そしてよく朝礼暮改、ちんぷんかんぷん李容洙ともいわれています。ところで重要な事は、この日の証言はただ言論だとか私的な席で話したのではなく、法廷で原告として証言をしたのです。非常に重要な意味を持っています。

ここで李容洙は何と言ったかと言うと「賢明なる裁判長様！ 私たちは何の罪もありません。

14歳の時日本に連れていかれて、日本ではなく、日本で日本軍ですかね。日本軍に連れていかれて神風部隊で電気拷問まで受けて帰ってきました。私は雪が降っても雨が降っても

日本大使館の前で公式謝罪と法的賠償のために 30 年間 90 歳を超えるこの日まで訴えてきました」と言いました。

さっきの 13 日新聞記事ソウル中央地方法民事法定 558 号、涙ながらの絶叫が鳴り響いた。車椅子に乗って座っていた被害者・李容洙おばあさんは、自身に発言の機会が与えられると、早速床に跪いた。法廷で一番高い位置に座っている裁判長に向かったの行為だった。とあります。非常に感性的ですね。

ならば果たして、李容洙氏が言った「14 歳の時日本軍に連れていかれて、神風部隊で電気拷問を受けて帰ってきた」と言う話が事実に符合しているかどうかを詳しく見る必要があります。電気拷問は次の機会で扱うことにします。

14 歳の時、日本軍によって神風部隊に連れていかれたという内容！

この部分が事実関係に符合しているか突き詰めてみます。

14 歳の時、神風特攻隊に連れていかれたのか？！

1928 年生まれの李容洙氏、14 歳 = 1942 年

この写真は当時有名だった神風特攻隊が登場して（零戦の写真が出る）米軍の軍艦に向かって突進したと言う零戦という戦闘機です。この戦闘機は1人乗りです。ところで1993年の初期証言集を見ると、李容洙氏は1928年生まれと出ています。それならば1928年生まれ、14歳ならば1942年度になります。

14歳の時、神風特攻隊？1928年生まれの李容洙氏14歳=1942年

果たして1942年度に神風特攻隊があったのか？！

神風特攻隊を初めて組織したのは1944年10月20日です。フィリピンで。

1944年10月25日レイテ沖海戦で最初の突撃。

1945年1月に志願による神風特攻隊が本格的に始まりました。

ならば1928年生まれの李容洙氏が14歳だった時1942年に神風特攻隊はなかった。

神風特攻隊は名前すらなかった頃なのです。

よって14歳の時、神風特攻隊に連れていかれたと言う李容洙氏の法廷での証言は虚偽です。嘘だと判定できます。

では14歳の時連れていかれたと言いますが、14歳の時慰安婦生活ができたのでしょうか？

14歳は小学校です。幼いです。

ところでその当時の、1944年10月27日付の毎日新聞を見ると慰安婦を募集する広告があります。

行く先は〇〇部隊慰安所、**応募資格年齢 18 歳以上 30 歳以下**、身体が健康な者となっています。ならば最低の年齢は 18 歳ですね！

そして 1991 年 8 月 14 日、慰安婦として最初に証言したと言う金学順氏。彼女が証言した内容が挺対協の証言集「強制連行された朝鮮人軍慰安婦たち」第一集、ここを見るところのようになっています。

「検番で卒業証書をもらうと正式な妓生になって営業することができた。ところが歳が 19 歳になってはじめて官で妓生の許可を出してくれた。私が卒業した年は、歳が 17 歳なので卒業しても営業することができなかった。」

19 歳だとなっていますね！もしこれを満の年齢で見たとしても 18 歳です。

また 1934 年度の新聞を見ると「公娼問題どこへ行くのか？」という題名で、記事を見るところのような内容があります。

この当時公娼制というものは、日本では既に廃止になっていました。しかしながら朝鮮では解放の時まで、そして米軍戦の時まであったのです。解放の時まで公娼制度が維持されていたのです。

密淫は絶対的に禁止しており、そして娼妓と酌婦と芸妓、これに従事するものは基本的に歳が 17 歳から。17 歳未満の場合伝染病の疫病があったりその他資格条件に合わなければ許可が出なかった、

と報道されています。

結局 17 歳以上且つ、伝染病にかかっておらず、その他資格条件にあって初めてこのような職業に従事できるということなのです。

ここでも 17 歳未満は売春業所で営業はできないということです。

ならば李容洙氏が 14 歳の時、神風部隊に日本軍によって連れていかれた、14 歳の時日本軍によって神風部隊に強制連行された？！これは・・・果たして真実なのだろうか？！嘘なのか！？

ファクトをチェックすればこれは偽りと言うことになります。明白な偽りです。

重要な事は李容洙氏が話した 14 歳の時、日本軍によって神風特攻隊の部隊に連れていかれたと言う証言が、他でもなく自身が原告として裁判を提起した・訴訟を提起した裁判で証人として証言したのです。

よってこれが虚偽である場合は、虚偽による不利益を当然のことながら受けることでしょう。

これによれば李容洙氏は、明らかに虚偽の証言をしたことになるのです。

裁判部は李容洙氏のこのような証言、虚偽の証言を必ず裁判の宣告に反映しなくてはなりません。

そうしないで、ただ 1 月 8 日にあった裁判のように既存の慰安婦たちの証言、証拠、そういう資料などをなんの検証もなく、主権免除だけを以って問うのであればそのようにして、またもう一度原告の勝訴という判決を下したら、わが国の司法は破滅です！！司法部は絶滅です！

そうならむしろ李氏朝鮮時代の守令裁判に戻った方がいいかもしれません。

今日はここまでお話しします。ありがとうございました。